

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海北部系群

2. 参考人

氏名	石岡 清美
所属又は職業等	鱒ヶ沢町漁業協同組合 副組合長理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

ヒラメに関しては、青森県日本海中部海域で底建網漁業により漁獲している。ヒラメは昔はキロ単価が2,000~3,000円程度するような高級魚であったが、近年はキロ単価が下がり、1,000円に届かないような魚になってしまった。夏場は特に単価が安くなる傾向があるため、ある程度の漁獲量がなければ、漁業者の収入につながらない。

TAC管理の導入、特に数量管理にあたっては、漁業者の意見を十分に聴いた上で慎重に行ってほしい。特に、自主規制ではあるが、他県よりも厳しい全長制限に取り組んでいることを反映させてほしい。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

スマート水産業事業の活用等により漁業者や漁協職員等、現場に過度な負担がかからないような漁獲報告の収集体制の構築に努めてほしい。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

ヒラメは栽培漁業の対象種であり、本県においても種苗放流が実施されていることから、種苗放流の効果も考慮した上で、資源管理目標を導入すべきであると考ええる。

また、資源管理目標の導入にあたっては、ヒラメを対象とする各漁業種類間で不平等が発生しないよう配慮するとともに、資源評価結果について、漁業者へわかりやすく説明し、十分な理解を得た上で行うべきであると考ええる。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

現場での漁獲状況と乖離しないように適切に資源評価するとともに、資源状況の変動に伴って、臨機応変に資源管理方法を変えていく必要があると考えている。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

本県は全国でもトップクラスのヒラメの漁獲量であるため、厳しい数量管理が導入された場合、本県水産業に与える影響は非常に大きくなるのが想定されるので、数量管理を導入・実施にあたっては、漁業者へ十分に説明を行うことはもとより、漁業者の合意を得た上で行う必要があると思う。

また、漁業者の漁業経営も考慮した上で、漁業共済や休漁支援等、経営面での各種支援制度を整備するとともに、漁業者間で不公平が出ないように、平等に管理していく体制を構築することも必要だと考えている。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・ひらめ資源管理指針（1990年3月）
- ・資源管理計画（日本海：1994年3月、太平洋：1996年3月）  
全長35cm未満個体の再放流（沖合底曳網漁業、小型底曳網漁業、定置漁業、底建網漁業、刺し網漁業、一本釣り漁業）  
期間、区域、目合の制限、休漁の設定（沖合底曳網漁業、小型底曳網漁業）  
かれい刺し網3.5寸以上、三枚網、留め網禁止（刺し網漁業）
- ・青森県太平洋海域ヒラメ資源回復計画（2008年3月）  
9～12月の水深10m以浅の区域での操業自粛（刺し網漁業）  
北緯41度以南の水深100m以浅の区域の操業自粛（小型底曳網漁業）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

青森県では、ヒラメはほぼ周年にわたって県内全域で漁獲されるため、一定の地域に限らず、県内全地域において、関係者の意見を聞くべきである。また、漁業種類については、本県日本海から津軽海峡西部にかけては底建網・一本釣り漁業で、陸奥湾から太平洋北部にかけては、定置網、底建網、刺し網漁業で、太平洋南部では、刺し網、小型底曳網漁業で漁獲されるので、それらの漁業者の意見も聞く必要がある。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

漁業者等、研究者や有識者以外の一般の方も理解できるよう、専門的な用語についてはわかりやすく説明してほしい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

管理対象としては、全国の大員管理区分及び知事管理区分における日本海北部系群のヒラメを漁獲している全ての漁業種類とし、それに加え、遊漁での採捕もあるため、漁業者だけではなく、遊漁者、レジャー船も管理の対象とすると考える。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

新たな資源管理の推進においては、沿岸漁業はまだ数量管理に不慣れであり、数量管理を早急を実施すれば、現場に混乱が生じる恐れがあるので、くれぐれも関係漁業者に対してはわかりやすく丁寧な説明を行った上で、関係漁業者の合意のもとに進めていただきたい。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海北部系群

2. 参考人

氏 名	杉本 貢
所属又は職業等	秋田県漁業協同組合 理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

秋田県では、主に知事許可漁業の沖合ひらめ刺し網漁業、小型底びき網漁業のほか、漁業権に基づく沿岸の刺し網漁業や定置網漁業等でヒラメを漁獲している。秋田県全体の漁獲量の約3%を占めており、近年は150トン前後の漁獲量で安定しており、資源量は維持されているものとする。県では漁業者も経費負担をし、第8次栽培漁業基本計画で種苗生産及び年間200千尾の放流を目標に資源管理に取り組んでいる。(R4放流実績:240千尾)

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

ほとんどが漁協の市場へ水揚げされているため、漁獲状況については漁協で把握している。漁協を通じて県に電子的な報告を行う体制を整備している。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

海洋環境の変化や各県で行っている種苗放流が資源評価にどのように影響しているのか説明が必要と思われる。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

底びき網漁業、定置網漁業については混獲回避が困難であり、漁獲規制が設けられれば休漁せざるを得なくなり、経営が成り立たない事態に陥ってしまう。また、刺し網漁業に関しては時期により他の魚種（カレイなど）を狙った操業も可能ではあるが、これも同様に混獲回避は厳しいと考える。どの漁業形態にもいえることだが、安定した価格と高値で取引されるヒラメは漁業者にとって大きな収入源になっている魚種である。今後、漁獲規制を設けることになったとしても、急な規制ではなく、漁業者と十分な意見交換をし、双方の納得できる漁獲規制を検討していただきたい。

また、種苗生産にかかる経費は漁業者が漁獲金額の1%を協力金として負担しているが、数量管理により、安定した協力金の確保に懸念がある。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

すでに各方面で自主的に取り組んでいるところであるが、小型魚の再放流等。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

地域：県内全域

漁業種類：底びき網、刺網、定置網、底建網

その他：秋田県栽培漁業協会

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

現場の漁業者や関係者に対し、数量管理の必要性や資源管理の目指す方向性について、しっかりと理解が得られるように説明してほしい。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海北部系群

2. 参考人

氏名	丸山 克彦
所属又は職業等	新潟県水産海洋研究所 漁業課専門研究員

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

- ・ ヒラメについては、これまで各県それぞれの地先で種苗放流、休漁、体長制限など様々な資源管理に取り組んできた。その結果、新潟県では小型個体の漁獲割合は大幅に減少、大型個体の割合は増大し、漁業者の減少にもかかわらず漁獲量は安定している。漁業者も資源の回復を実感しており、これまでの資源管理が効果を上げていると認識している。資源評価結果をみても、資源量は安定し親魚量も増加傾向にある。このような状況にあって、TAC 管理に移行する必要性を漁業者に納得させることができるのか疑問である。
- ・ 定置網や底びき網などの沿岸漁業は多魚種を漁獲し、複合的に資源を利用することで収益を確保している。豊漁の魚種もあれば不漁の魚種もあり、その時々漁獲される魚種を利用して経営を安定化させて来た。沿岸漁場の環境収容力は有限であり、それぞれの資源は増減を繰り返し動的バランスを維持しながら、その一部が漁業によって利用されている。現在の資源評価は魚種ごとに独立に行われているが、沿岸漁業で利用されている多くの資源は、漁業の実態に即して複数種を対象に適切に管理する必要があり、すべての魚種で MSY 水準を実現することを目的に TAC 管理することは適切でないと考えらる。
- ・ ヒラメは魚食性が強く大型になる。沿岸域では食物連鎖の最上位に位置する。SBmsy を超える水準に資源を維持することは、生態系に大きな負荷をかけることになりはしないか不安である。定在性の強い魚種については単独での資源管理ではなく、複数種の管理を想定して資源管理目標を設定すべきと考える。
- ・ 現状では複数種の MSY を実現する管理手法は開発されておらず、沿岸漁業で利用されるヒラメなどの資源は、漁業法第 8 条第 5 項の漁獲量の総量管理を行うことが適当でない認められる場合に該当すると考える。TAC 管理を導入するということであれば、沿岸漁業で利用されている複数種を同時に MSY 水準で管理する方法を科学的に確立してから行うべきであり、ヒラメについては現行の資源管理を継続すべきと考える。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・ ヒラメは底びき網などの知事許可漁業だけでなく、共同漁業権で行われている刺し網など零細な漁業者の漁獲も多い。産地市場等からの水揚げ情報の収集が基本となるが、まだ、正確で即時性が要求される漁獲報告に対応できないことから、漁獲報告収集体制の整備が必要。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・ 資源評価簡易版③の図7のMSY水準で漁獲されるヒラメの年齢構成をみると、約半分が5歳魚以上の高齢魚となっている。市場でニーズが高いのは1～2キロの3～4歳魚であり、MSY水準での管理はプロダクトアウト的な管理と言わざるを得ない。
- ・ 水産業の成長産業化を実現するのであれば、資源管理においてもマーケットイン的な視点で柔軟に目標設定すべきと考える。資源評価は生物学的なアプローチであるから資源量で評価することはやむをえないが、資源管理目標は必ずしも資源評価で求められたMSYとする必要はない。
- ・ 資源評価17ページの表1を見ると本系群の漁獲量のピークは1970年代の2,000トンから3,000トン台である。その後、漁獲量が減少していることから資源的にはこの間にSBmsyを上回る水準から下回る水準に移行したと考えられる。当時は体長規制はなく、漁業者も多かったことからFの値は資源管理開始以降の1999～2011年より高く、漁獲割合も35～45%を超えていたと推察されるが、この時の親魚量が5,700トンを超えていたとは考えにくい。
- ・ 資源評価簡易版③の図6再生産関係をみると、近年、親魚量の増加に伴い加入量は減少傾向にある。2020年以降2年続けて90%の推定範囲より小さい値となっている。MSYの親魚量5,701トンは外挿値であり、想定されているHS型再生産関係が当てはまるとは考えにくい。そもそも提案されたSBmsyが現実的なものか疑問がある。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・ 資源評価簡易版⑦の図11では $\beta = 0.8$ の将来の親魚量は概ね7,000トン、漁獲量はほぼMSYの1,600トン。現状のFの場合、親魚量は概ね5,000トンでSBmsyには届かないが、 $\beta = 0.8$ を上回る漁獲量が見込まれ、限界管理基準値案を下回ることはない。
- ・ 漁獲シナリオを採択する場合は、資源を持続的に利用できるように限界管理基準値を下回ってはならないが、必ずしも親魚量はSBmsyを超える水準に維持する必要はないのではないかと？沿岸漁業はプロダクトアウト的な利用では継続できない状況であり、マーケットイン的な資源利用を可能にする自由度を担保できるよう配慮が必要である。
- ・ 現状のFで親魚量の増加が見込まれ資源の持続的利用が可能なのであれば、TAC管理でなく、インプットコントロールやテクニカルコントロールなど現行の資源管理を継続するという選択肢も考慮すべきと考える。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・新潟県の異体類はヒラメの他にマガレイ、ヤナギムシガレイ、ムシガレイ、アカガレイ、ソウハチなどが漁獲対象となっている。1990年以降、漁業者が3分の1に減少したにもかかわらず、漁獲の総量は、魚種交代（マガレイの激減、ヤナギムシガレイ、ムシガレイの増減繰り返し、ソウハチの急増など）を行いながらほぼ横ばいで推移している。
- ・このように漁場では種間作用が想定されるが、現行の資源評価では考慮されていない。すべての魚種で同時にSBmsyを達成することはできないと考えられることから、沿岸漁業で複数種について実効性のある資源管理を行う場合、TAC管理以外の手法の検討が必要と考える。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・現在実施している休漁、体長制限、種苗放流。
- ・板びき網漁業では、水揚げが続くと自主的に出漁を止めるなど漁獲量を調整している。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・底びき網漁業者（かけまわし、板びき網）
- ・刺し網漁業者
- ・定置網漁業者
- ・市場関係者
- ・ヒラメ種苗生産者（新潟県水産振興協会）
- ・遊漁者
- ・

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・評価手法の課題、評価の精度やリスクについての分かりやすい説明。
- ・現在、地先ごとに実施されている資源管理でなく、新たにTAC管理を行わなければならない合理的な理由の説明。
- ・水産業の成長産業化に資する資源管理手法の提案（SBmsy水準達成のために漁獲量を削減するという説明では、漁業者は積極的に資源管理に取り組むことはできない。沿岸漁業者の多くは魚が増えても漁師がいなくなるとは意味がないという危機感を持っている）。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・遊漁者を含め、何らかの形で漁獲しているすべての者が管理の対象となる。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・ ヒラメは地先ごとに資源管理を行ってきた。季節により深淺移動を行うが、県境をまたいで水平移動は限定的と考えられているからである。DNA分析による放流種苗魚の移動の解析結果では、新潟県で放流された種苗は80%以上が新潟県で漁獲されている（斎藤 2010）。
- ・ ヒラメの系群分けは2021年に日本海北・中部系群（兵庫県～青森県日本海側）から日本海北部系群（富山県～太平洋側を含む青森県）になった。青森県の漁獲量はこれに伴い2018年の140トンであったものがから800トンに大幅に増加するなど、本系群は青森県、それも太平洋側での漁獲が主体となった。
- ・ 木所（2021）のヒラメ漁獲量の海域別変動特性に関する研究で、ヒラメ漁獲量の変動成分の解析が行われており、寄与率32%の第一主成分の値は、新潟県が-0.52、青森県太平洋側は0.12で偏差の符号が逆で、変動のパターンは一致しておらず、青森県の太平洋側と同一の資源と考えて新潟県が資源管理に取り組むのは違和感がある。
- ・ 北部日本海系群といっても各県で漁法や制限体長が異なるなど、資源の利用の仕方が大いに異なる。広域に回遊する魚種と同じように資源を評価・管理するのではなく、必要に応じて地域ごとに資源評価・管理を行う手法を検討する方が漁業者の理解を得られるのではないか？

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海北部系群

2. 参考人

氏名	富岡 啓二
所属又は職業等	一般社団法人全国底曳網漁業連合会 会長理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

沖合底びき網漁業では多くの場合混獲となることから、数量管理となった場合、混獲による数量超過を避けるため操業そのものを控えざる得ない等支障が出ることを懸念。

このため、まずは混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示するとともに、当該資源を数量管理することの必然性について関係漁業者の理解を得た上で検討を進めることが重要かつ不可欠。

当該資源については、科学的な評価を行のに十分な情報が整っておらず、また現時点で性急に資源管理に取り組む必然性にも乏しいことから、数量管理による資源管理に取り組むとしても科学的な評価が可能となるまで待っても良いのではないかと思慮。

なお、当該資源の近年の漁獲量は1,500トン程度で、我が国の総漁獲量の0.45%程度と極めて小さく、国として数量管理を行う必然性について疑念。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

沿岸漁業による漁獲が太宗と考えられるが、数量を把握する体制の整備が重要。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

上記(1)のとおり

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

上記(1)のとおり

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

上記(1)のとおり

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

沖合底びき網漁業においては7～8月が禁漁となっている。

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

日本海北部（青森県～新潟県）における沖合底びき網漁業者は勿論のこと、当該資源は沿岸漁業において多く利用されている資源であることから、関係する漁業者、所属漁協、市場、流通関係者。

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

資源を利用している漁業者間に不公平感が生じないようにすること。

- (3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）